

演奏権の意義と音楽教室事件第一審判決



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

近時、JASRACによる音楽教室に対する演奏権行使（著作物使用料の徴収）の可否が社会的に大きな注目を集めている。演奏権については、これまで各種の裁判例等においても、著作権法が定める要件の解釈基準等が示されてきているところではあるが、演奏権の行使が認められる範囲については、その各要件の意味を個々独立的に検討するのではなく、演奏権の要件（22条）と権利制限規定（38条1項）とを総合的・一体的に検討することで、著作権法の趣旨に適った解釈基準を定立するのが相当と考える。

そこで、本稿においては、まず、著作権法が定める演奏権の趣旨を明らかにしたうえで、演奏権の要件（22条）と権利制限規定（38条1項）との総合的・一体的な視点から演奏権の行使が認められる範囲につき検討し、上記・音楽教室事件に関する第一審判決（東京地裁令和2年2月28日判決）につき私見を述べることを目的とする。

第2 演奏権の意義

1 著作権法の規定と趣旨

(1) 演奏権に関する規定

著作権法が演奏権の要件及び権利制限（演奏権を行使できる範囲）について如何に定めているかを確認することで、同法が定める演奏権の趣旨も明らかにすることが可能である。

まず、著作権法は演奏権の要件につき、次のとおり定めている。

第22条

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

第2条5項

この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

また、著作権法は演奏権が制限される場合につき、次のとおり定めている。

第38条1項

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(2) 演奏権の趣旨

著作権法は、上記のように演奏権の要件につき「公衆に」という要件を定めている。これは、著作権の代表的な支分権である複製権が、単に「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」(21条)と定められており、公衆とはかかわりのない私的領域内での複製についても原則として権利が及ぶように規定されていることと相違する。

もっとも、演奏と複製というそれぞれの行為態様の性質的な違いに鑑みるならば、上記のような各要件の相違は、両規定の趣旨が大きく異なることに起因するものとは思われない。

すなわち、複製権との関係において、公衆とはかかわりのない私的領域内での複製についても原則として権利が及ぶように規定されているのは、著作物の複製という行為が有形的なものであり、例え、私的領域内での複製であっても容易に同領域外（公衆がかかわる領域）に流出することで権利者の利益に影響を与えることが十分にあり得る¹という事情による。そこで、複製権について、法は、私的領域内での複製についても原則として法による保護が及ぶように規定している。もっとも、真に私的な範囲にとどまる複製であるならば、権利者に対する影響も軽微といえることから、法は、一定の範囲内における私的使用目的での複製については複製権が及ばない(30条1項)としつつ、かかる私的使用目的でなされた複製であっても、同目的の範囲外にて使用等されてしまえば権利行使の範囲に含まれる(49条1項1号)と定めている。

これに対して、演奏権との関係において「公衆」という要件が設けられているのは、演奏という行為が無形的なものであり、私的領域内での演奏が同領域外に流出することで権利者の利益に影響を与えるという事態は想定し得ないという事情による。そこで、演奏権について、法は、「公衆」に対する演奏のみが法による保護の対象であると定め、「公衆」には、不特定多数や不特定少数のみならず、特定かつ多数の者も含まれる²ことを明記している。

このように、演奏権も複製権も、それぞれの行為態様の性質に鑑みて、権利者の利益に対して影響を与えると想定される範囲に法的保護を及ぼすことを目的とする。ただ、両権利の間には、複製が真に私的使用目的の範囲内に収まっていれば複製権が及ばないのに対して、演奏は①営利目的②対価③報酬がいずれも存在しない場合に演奏権が及ばないとされている点に相違が認められる。

1 中山信弘「著作権法」(有斐閣)217頁では、「私的領域内でなされた複製はその複製物が外部に流出する可能性があるので、そのような複製を権利範囲内とした上で、30条で私的使用目的での複製には権利が及ばないとし、更にそれが私的領域外に流出したときは侵害とみなすという構成になっている(49条1項1号)。」とされている。

2 社交ダンス教室事件判決(名古屋地裁平成15年2月7日判決[判時1840号126頁])は、著作権法が「公衆」につき「特定かつ多数の者を含む」(2条5項)と定めていることにつき、「著作物が不特定一般の者のために用いられる場合はもちろんのこと、多数の者のために用いられる場合にも、著作物の利用価値が大きいことを意味するから、それに見合った対価を権利者に環流させる方策を採るべきとの判断によるものと考えられる。」と指摘している。

上記のように、演奏権と複製権における「公衆」という要件の有無は両行為の態様が異なることの帰結にすぎず、いずれの規定も権利者の利益を保護しようとするものである点において趣旨を同じくしている。これに対して、権利制限の定めにおける相違は、両権利における権利者の利益として、著作権法が想定している内容の違いに起因するものと考えるのが相当であり、著作権法は、演奏権にかかる権利者の利益として、①営利目的②対価③報酬に表出されるような経済的な要素を想定している³と考えられる。

2 演奏権の要件

(1) 総論

著作権法は、演奏権を行使できる範囲につき、22条と38条1項にわけて定めているが、両規定に定められている内容を総合的に検討することにより、著作権法の認める権利範囲が明らかになるのであるから、演奏権を行使できる範囲を検討するにあたってはこれら一体として論ずるのが相当である。

そこで、本稿において検討した演奏権の趣旨等に基づきつつ、著作権法が定める演奏権の行使が認められる範囲につき検討する。

(2) 演奏権の行使が認められる要件

演奏権は「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」演奏する権利（22条）であり、「公衆」には「特定かつ多数の者を含む」ことが明記されている（2条5項）。

このように、「公衆」には、不特定多数や不特定少数のみならず、特定かつ多数の者も含まれる（特定かつ少数の者は含まれない）ことが明記されているところ、如何なる場合が「特定かつ多数の者」に含まれるのかについては、法の定めからは必ずしも明らかでない。

この点、本稿において述べたように、演奏権において「公衆」という要件が定められているのは、演奏行為の性質が複製行為とは異なり、公衆とはかかわりのない私的領域内での演奏については、そもそも権利者の利益に影響を与えるという事態が想定できないという理由によるのであるから、同「公衆」の判断においても、私的領域内の演奏と評価できるか否かが判断の基準になる⁴と考えるのが相当である。

かかる要件の判断につき、例えば、社交ダンス教室事件判決（名古屋地裁平成15年2月7日判決〔判時1840号126頁〕）は、「著作物の公衆に対する使用行為に当たるか否かは、著作物の種類・性質や利用態様を前提として、著作権者の権利を及ぼすことが社会通念上適切か否かという観点をも勘案して判断するのが相当である」と判示しつつ、その理由として「著作物が不特定一般の者のために用いられる場合はもちろんのこと、多数の者のために用いられる場合にも、著作物の利用価値が大きいことを意味するから、それに見合った対価を権利者に環流させる方策を採るべき」という法の趣旨（2条5項）を挙げている。

確かに、例え、特定された者のみへの演奏であったとしても、多数の者に対する演奏である場合に、その著作物の利用価値は一般的に大きいと考えられる。ただ、演奏行為の対象が多数の者であるならば、基本的には著作物の利用価値は大きいものと評価されるのであり、多数に該当するか否かの判断において、著作物の種類や性質、利用態様等の実質的な評価を含ませるのは妥当

3 前掲・社交ダンス教室事件判決も、「著作物の利用価値」と「それに見合った対価を権利者に環流させる」という点に言及している。高部真規子「実務詳説 著作権訴訟」【第2版】（一般社団法人金融財政事情研究会）297頁参照。

4 作花文雄「詳解著作権法【第4版】」（ぎょうせい）224頁。前掲・高部298頁。

でない。本稿において述べたように、権利者の利益として評価すべき内容、すなわち著作物の利用価値のような実質的な評価につながるものについては、著作権法38条1項の権利制限において検討されることになるのであるから、演奏の対象が「多数の者」に該当するのであれば、同要件との関係においては、著作物の利用価値に影響すると思われる要素についての実質的な評価を要するに及ばないと考えるのが相当である。

このように、「公衆」の要件が、複製におけるような私的領域内の範囲を超えるか否かが基準となることに鑑みるならば、その意味についても、著作権法が複製権の制限に関して、私的使用の意味につき「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」(30条)と定めている内容を参考にするのが適切である。

また、演奏権の要件として定められている「直接見せ又は聞かせることを目的として」の意味についても、著作権法が他の支分権につき、特に相手に感動を与える目的等の主観的要件を定めていないことや、上記のように著作物の利用価値に関連する要素として演奏権行使の範囲に影響を及ぼすべきと想定されているものは38条1項において明記されていることに照らすならば、単なる私的領域内の演奏を超えて、他者(公衆)に聴覚的に聞かせるために演奏することを表現したものにすぎないと考えるのが相当である。

このように、演奏権の行使が認められるための要件については、「公衆」との関係では私的領域(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内)を超える場合に該当し、「直接見せ又は聞かせることを目的として」との関係では他者(公衆)に聴覚的に聞かせるための演奏であれば足りると考えるのが相当である。そのうえで、仮に、公衆に対して聞かせる演奏であったとしても、著作権法38条1項が定めるような、①営利目的②対価③報酬がいずれも存在しない場合には、権利者の利益に影響するところが軽微と評価されるものとして、演奏権の行使は認められないと考えるべきである。

なお、演奏を聞かせる「公衆」については、演奏する主体との相関関係により変動する余地があるところ、かかる演奏の主体につき、形式的・外形的な演奏行為のみにより判断するのは相当でない。本稿において述べたように、著作権法は演奏権を有するものの利益として、①営利目的②対価③報酬のような経済的な要素を想定している。仮に、演奏の主体につき、形式的・外形的な演奏行為をする者のみとして捉えるのであれば、このような著作権法が本来的に想定している権利者の利益が保護されないおそれがあるのであるから、演奏の主体については、著作物を外形的・形式的に演奏する者に対する相当な影響力を行使することにより、実質的には演奏をなす者と同視し得る者も含まれる⁵と考えるのが相当である。

第3 演奏権の要件と音楽教室事件第一審判決

1 総論

近時、JASRACによる音楽教室に対する演奏権行使の可否が社会的な注目を集めており、既に、同権利行使に関する第一審判決(東京地裁令和2年2月28日判決、以下、「東京地裁判決」という。)⁶が示されている。

同訴訟においては、①原告らについての確認の利益の有無(争点1)、②音楽教室における演

5 クラブキャッツアイ事件判決(最高裁昭和63年3月15日判決[判時1270号34頁])も、形式的・外形的には歌唱していないカラオケスナックの経営者につき、管理性や営利性の観点から歌唱の主体と同視できる旨を判示している。

6 音楽教室がJASRACの請求権が不存在であることの確認を求めるという形にて訴えを提起した。

奏が「公衆」に対するものであるか（争点2）、③音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか（争点3）、④音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか（争点4）、⑤演奏権の消尽の成否（争点5）、⑥録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無（争点6）、⑦権利濫用の成否（争点7）が争われた。

演奏権の行使が認められる範囲については、本稿において検討したことが著作権法の趣旨に沿うものとする。そこで、上記・音楽教室事件の東京地裁判決が示した内容につき、特に上記・争点2と争点3を中心として、簡潔に検討する。

2 音楽教室における演奏が「公衆」に対するものであるか（争点2）について

音楽教室事件の東京地裁判決は、演奏権の要件たる「公衆」への該当性を判断するにあたり、著作権法22条の立法経緯等を説明し、音楽教室における音楽著作物の利用主体につき検討したうえで、「公衆」への該当性に関する判断を示している。

すなわち、まず、上記・東京地裁判決は、著作権法22条の立法経緯等につき詳細な説明をなしたうえで、次のとおり判示（ただし、下線部は筆者による。）している。

以上の立法経緯に照らすと、現行著作権法は、著作物の演奏等について、学校その他の教育機関の授業における著作物の使用かどうかを問わず、特定かつ少数の者は「公衆」に当たらないと整理した上で、学校等における著作物の演奏等については、同法22条の要件を充足する場合には同条により、また、より一般的には、営利を目的としない上演、演奏等に関する規定により著作権が制限されることとなったものと解される。

著作権法22条の立法過程においては、「公衆」の意義等について考え方の変遷はあったものの、学校その他の教育機関の授業における著作物の無形複製について一般的に著作権が及ばないという考え方は採られず、また、音楽教室事業者による営利を目的とする音楽教育は「社会教育」には当たらず、社会教育についての特別の権利制限規定も設けられていないので、営利を目的とする音楽教室事業者による音楽著作物の利用に著作権が及ぶかどうかは、上記のとおり、同法22条の要件を充足するかどうかにより決せられることとなる。

東京地裁判決は上記のように述べており、著作物を利用する主体の性質（学校その他の教育機関、あるいは営利を目的とする音楽教室事業者等）を理由として一般的に「公衆」へ該当性が否定されるというのではなく、著作権法22条と38条1項が定める要件を充足するかどうかにより、演奏権の範囲に含まれるか否かを判断するのが現行著作権法の趣旨である旨を述べたものと思われる。

本稿において述べたように、演奏権の要件たる「公衆」は私的領域との対比にて設けられたものと考えられ、その判断において、著作物を利用する主体が学校その他の教育機関であるのか、あるいは営利を目的とする音楽教室事業者であるのかなどを加味することは何ら求められていない。このような意味での「公衆」を含む22条の要件に該当し、38条1項が定める①営利目的②対価③報酬のいずれかでも認められるならば、著作物の当該利用行為は演奏権の範囲に含まれることになるのであるから、上記・東京地裁判決は演奏権の要件につき正当な判断を示したものと評価されるべきであろう。

つぎに、東京地裁判決は音楽教室における音楽著作物の利用主体につき、「音楽教室における

被告管理楽曲の演奏が著作権法22条の要件を満たすかどうかについては、音楽著作物である被告管理楽曲を演奏という形態で利用している主体が誰かという点についての判断が前提となる」と述べたうえで、次のとおり判示している。

音楽教室で利用される音楽著作物の利用主体については、単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべきであると考えられる。

かかる観点からすると、原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって重要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。

東京地裁判決は上記のように述べたうえで、各種の事情につき詳細に検討を加え、「原告らの経営する音楽教室における音楽著作物の利用主体は原告らであると認めるのが相当である」と述べている。

本稿において述べたように、演奏の主体につき、形式的・外形的な演奏行為のみにより判断すると、著作権法が演奏権につき想定している権利者の利益が保護されないおそれがあるから、演奏の主体については、外形的・形式的な演奏者に対して相当な影響力を行使するなど、実質的には演奏をなす者と同視し得る者も含まれると考えるのが相当である。

したがって、上記・東京地裁判決が「単に個々の教室における演奏の主体を物理的・自然的に観察するのみではなく、音楽教育事業の実態を踏まえ、その社会的、経済的側面も含めて総合的かつ規範的に判断されるべき」と述べるのは、著作権法の趣旨に適ったものであり正当である。

また、上記のように東京地裁判決は、著作物の利用主体を判断するに際し、著作物の利用による利益の帰属を考慮に入れることは必須でないものの、考慮に入れることも妨げられないと述べているところ、本稿において述べたように、著作権法が権利者の利益として想定する内容が表れている38条1項には、営利目的が記載されつつ、それ以外の要素（対価、報酬）も記載されていることに鑑みるならば、この点についても、東京地裁判決は著作権法の趣旨に沿ったものと評価することができると思われる。

このように、東京地裁判決は音楽教室における著作物の利用主体を音楽教室事業者（原告ら）であると認定したうえで、生徒の「公衆」への該当性につき、次のとおり判示している。

著作権法22条に基づき演奏権について著作権者の権利が及ばないのは、演奏の対象が「特定かつ少数の者」の場合であるところ、「特定」の者に該当するかどうかは、利用主体との間に個人的な結合関係があるかどうかにより判断すべきである。

・・・

原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原

告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない。

生徒が「多数」の者に当たるかどうかは、上記ア（イ）で記載した著作権法22条の趣旨に照らすと、一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ、社会通念に照らして、その対象が「多数」ということができるかという観点から判断するのが相当である。

．．．

以上のとおり、原告らによる音楽教室事業の実態を踏まえると、原告らからみて、その顧客である生徒は「多数」とであると認めるのが相当である。

東京地裁判決は上記のように述べて、「音楽教室における生徒は、利用主体たる原告らにとって、不特定の者であり、また、多数の者にも当たるから、「公衆」に該当する。」と認定する。

本稿において述べたように、著作権法が権利者の利益として想定する内容が表れている38条1項には、①営利目的②対価③報酬のような経済的な要素が記載されていることに鑑みるならば、著作物の利用が経済的な意味を有する局面について、要件の充足を判断するのが相当である。

かかる意味において、東京地裁判決が上記のように「原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点」を基準とし、「一時点のレッスンにおける生徒の数のみではなく、音楽教室事業の実態を踏まえ」て判断しようとしているのは、著作物の利用主体たる音楽教室事業者の経済活動的な局面を考慮したものとして正当なものと思われる。

また、この点に関して、東京地裁判決が「著作権法22条が（中略）としているのは、著作権の経済的利益性に着眼し、そのような場合には、著作物の提示の対象とする者の範囲・人数等が著作物の利用による経済的効用を認めるに足りるものであるからと解される（試案コンメンタール（乙10）30～4頁）。このような同条の趣旨も考慮すると、「特定」の者かどうかは、（中略）音楽教室において申込みをすることができる対象者が特定の者に限定されているかどうかという観点から決すべき」と述べているのも、上記のような著作権法が想定する権利者の利益に経済的な要素が含まれていることに言及するものであり、この点も著作権法の趣旨に沿ったものと評価されるべきである。

本件において、音楽教室事業者が著作物を利用するに際しての経済的な局面に鑑みるならば、音楽教室事業者と受講契約を締結し得る生徒が不特定であり、音楽教室事業者の提供する（一時点のレッスンに限らない）各レッスンを受講する生徒が多数であることは明らかであるから、演奏の対象たる生徒が「公衆」に該当することは明らかであるが、本稿において述べたような私的領域の範囲を超えるかどうかという「公衆」の限界的な局面を画する基準によったとしても、音楽教室事業者と生徒との関係は私的領域の範囲内（個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内）に該当しないのであるから、かかる意味においても、生徒が「公衆」に該当すると結論は正当である。

3 音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか（争点3）について

音楽教室事件の東京地裁判決は、上記のように生徒が「公衆」に該当すると認定したうえで、「聞かせることを目的」の要件につき、次のとおり述べている。

著作権法22条は、「公衆に直接・・・聞かせることを目的」とすることを要件としているところ、

その文言の通常の意味に照らすと、「聞かせることを目的とする」とは、演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、音楽著作物の利用主体から見て、その相手である公衆に演奏を聞かせる目的意思があれば足りるというべきである。

試案コメントールに「上映、演奏等の無形的な利用にあつては、・・・たとえば、家庭内における利用等のように限局された目的のものである限り、その著作物の経済的効用を問題にする余地のない性格のものであり、」との記載があることなども考慮をすると、「聞かせることを目的」とする要件は、家庭内での演奏など、公衆が存在せず、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的があるとは考えられない状況下での演奏等を除外する趣旨で設けられたものと解するのが相当である。このため、「聞かせることを目的」とするかどうかは、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的意思が存在するかどうかにより決するのが相当である。

このように、東京地裁判決は、「聞かせることを目的」という要件につき、家庭内での演奏のような公衆が存在しないような状況下での演奏を除外する趣旨のものであり、外形的・客観的にみて公衆に聞かせる目的意思があれば足りると判示している。

本稿において述べたように、「直接見せ又は聞かせることを目的として」の要件は、単なる私的領域内の演奏を超えて、他者（公衆）に聴覚的に聞かせるために演奏することを表現したものにすぎないと考えるのが相当であるから、かかる東京地裁判決の指摘は正当であろう。

そうであるから、上記のような「聞かせることを目的」の解釈に基づき、音楽教室における演奏も同要件を充足すると認定した東京地裁判決の判断も正当なものである。

4 その他（結びにかえて）

以上のように、音楽教室における音楽著作物の演奏行為につき、「公衆」に「聞かせることを目的」とするものと認定判断した東京地裁判決は、著作権法の趣旨に沿った正当なもの⁷と思われる。

本件が社会的な注目を集めているのは、音楽教室に対する著作物使用料の徴収が認められることになれば、音楽文化が衰退してしまうとの危惧が社会的に一定程度存在するからと思われる。

確かに、音楽教室からの著作物使用料徴収が肯認されることにより、既存の楽曲を用いた音楽教育が不可能ないし極めて困難になるという事実ないし蓋然性が認められるのであれば、例え、そのような演奏権行使は形式的に著作権法の要件を充足しているように思われても、権利濫用等の論理により否定されることも検討の余地があるかもしれない。

しかしながら、法が定める要件を充足する権利の行使が、明確な法の根拠を有さない論理により否定されることについては謙抑的でなければならないし、仮に、音楽教室からの著作物使用料徴収が肯認されたとしても、既存の楽曲を用いた音楽教育が不可能ないし極めて困難になるという事実ないし蓋然性が存在するとは容易には認め難いであろう。

本件において明らかとなっている事実在即するならば、JASRACが音楽教室に対して求めている著作物使用料は、音楽教室が生徒から受領する受講料収入の2.5%とのことであり、かかる著作物使用料の徴収を理由として、音楽教室が既存の楽曲を使用できなくなるような事態は容易には想像できないし、そのことは、音楽教室以外の営利を目的とする教育機関（例えば、英会話教室、学習塾、各種の受験予備校等）が著作物の使用料を支払いつつ経営していることから窺わ

7 その他の争点についての検討は、紙幅の都合により省略する。

れるであろう。

この点については、学校等による音楽教育と営利を目的とする音楽教室との間に差異を認めるべきではないとの意見⁸もあるであろうが、少なくとも、現行の著作権法が営利目的等の経済的な要素を基準として演奏権行使の範囲を画している（38条1項）ことは明らかであるから、かかる意見は法解釈としては困難と思われる。

そして、例えば、イギリスやアメリカにおいても、営利目的の音楽教室に対しては著作権の行使が認められている⁹ことに照らしても、我が国の著作権法における解釈として音楽教室に対する演奏権の行使を認めることが背理であるとは言えないであろう。

いずれにしても、音楽著作物の権利者と音楽教室事業者をはじめとして、音楽文化を支える関係者の各利益がバランスのとれたハーモニーを奏でることを願いつつ、本件に関する知財高裁の判断に注目したい。

以 上

8 坂田均「JASRACによる音楽教室への著作権使用料徴収について」（御池ライブラリー No.45 2017年4月）35頁。

9 前掲・坂田35頁。